

令和3年度答申第24号
令和3年7月26日

諮問番号 令和3年度諮問第19号（令和3年6月28日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 特定中国残留邦人等に対する一時金支給申請却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）に対し、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等自立支援法」という。）13条3項の規定に基づき、一時金の支給申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は同条に規定する特定中国残留邦人等とは認められないとして、本件申請を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 中国残留邦人等自立支援法は、国は、「中国残留邦人等」のうち、「特定中国残留邦人等」に対し、一時金を支給すると規定している（13条3項）。

そして、中国残留邦人等自立支援法は、「中国残留邦人等」とは、中国の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者等をいい（2条1項）、「特定中国残留邦人等」とは、永住帰国した中国残留邦人等（明治44年4月2日以後に生まれた者であって、昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国し、永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有する者に限る。）であって、昭和21年12月31日以前に生まれたもの（同日後に生まれた者であって同日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして「厚生労働省令で定める者」を含み、60歳以上の者に限る。）をいうと規定している（13条1項、2項）。

(2) 上記(1)の「厚生労働省令で定める者」については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号。以下「中国残留邦人等自立支援法施行規則」という。）13条の2が、昭和22年1月1日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等（永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有するものに限る。）であって、その生まれた日以後中国の地域等においてその者の置かれていた事情に鑑み、明治44年4月2日から昭和21年12月31日までの間に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして「厚生労働大臣が認めるもの」とすると規定している。

(3) 上記(2)の「厚生労働大臣が認めるもの」については、平成20年5月9日に厚生労働省社会・援護局が策定した「昭和22年1月1日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等による「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」第13条第3項の一時金の支給申請に係る事務処理方針」（平成27年1月16日の第3次改正後のもの。以下「本件事務処理方針」という。）が、「昭和25年以降に出生した者」の場合には、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」であることが必要であると定めている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人の父のP（中国名：P'、（旧名）P"。以下「父P」という。）は、明治39年a月b日、A地で出生し、昭和18年8月13日、Q（以下「母Q」という。）と入夫婚姻をした。父Pと母Qとの間には、昭和15年c月d日に長女のR（以下「長女R」という。）が、昭和20年e月f日に長男のS（以下「長男S」という。）が、昭和22年g月h日に二男のT（以下「二男T」という。）が、昭和25年i月j日に二女のU（以下「二女U」という。）が、昭和27年k月1日に三女のX（審査請求人）が出生した。

（除籍謄本（筆頭者：父P）、U'編「B」所収の「P" プロフィール」、
父Pの究明カード）

- (2) 父Pは、昭和51年9月7日、中国C地で死亡した。

（除籍謄本（筆頭者：父P））

- (3) 長女Rは、昭和55年7月25日、初めて日本に永住帰国し、審査請求人は、昭和57年7月19日、母Q、長男S、二男T及び二女Uとともに初めて日本に永住帰国した。

なお、母Qは、昭和63年12月15日、D地で死亡した。

（長女R、長男S、二男T、二女U及び審査請求人の各「永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書」、母Qの引揚証明書、除籍謄本（筆頭者：父P））

- (4) 処分庁は、平成20年3月28日付けで長女R及び長男Sに対し、同年6月27日付けで二男Tに対し、それぞれ一時金を支給する決定をした。

（長女R、長男S及び二男Tに対する各支給決定通知書）

- (5) 二女Uは、平成27年3月11日、処分庁に対し、一時金の支給申請をしたところ、処分庁は、平成28年5月18日付けで、二女Uに対し、上記申請を却下する処分をした。

二女Uは、上記処分を不服として審査請求をしたところ、審査庁は、平成30年8月8日、当審査会に対し、上記審査請求は棄却すべきであるとして諮問（平成30年度諮問第29号）をし、当審査会は、同年10月2日、上記諮問に係る審査庁の判断は妥当であるとの答申（平成30年度答申第38号）をした。

審査庁は、上記答申を受けて、平成30年12月19日、二女Uに対し、上記審査請求を棄却するとの裁決をした。

(二女Uに対する却下通知書、当審査会の答申書、審査庁の裁決書)

- (6) 審査請求人は、平成29年10月3日、処分庁に対し、一時金の支給申請(本件申請)をした。

(特定中国残留邦人等に対する一時金申請書)

- (7) 処分庁は、令和2年4月27日付けの却下通知書により、審査請求人に対し、本件申請を却下する処分(本件却下処分)をした。

なお、上記却下通知書には、「法(注:中国残留邦人等自立支援法)第13条に定める「特定中国残留邦人等」とは認められないため。」との理由が付されていた。また、上記却下通知書に添付された審査請求人を名宛人とする書面には、「法(注:中国残留邦人等自立支援法)第13条第3項に定める一時金の支給を受けるためには、昭和25年1月1日以後に出生した方については、ソ連参戦以後の引揚困難事由(留用、中国内戦、中国政府による帰国の不許可など)の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められなければなりません。あなたは、父:P様、母:Q様の三女として昭和27年k月1日に中国で出生し、両親に養育されてきました。あなたの両親の残留状況は、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き中国の地に残留することを余儀なくされたものであったとは認められず、よってあなたは、「昭和21年12月31日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情があるもの」とは認められませんでしたので却下となったものです。」との記載がされていた。

(却下通知書)

- (8) 審査請求人は、令和2年8月3日に、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (9) 審査庁は、令和3年6月28日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 戦後、引揚げが開始された際、父P及び母Qも、日本に帰国することを望んだが、父Pは、Eを作曲したことをとがめられて、当時の中国政府によって、監視矯正対象者とされて日本への帰国を禁止され、日本が犯した罪を償うために音楽教員として働き続けることを指示された。すなわち、父Pは、中国政府に留用されたため、日本に帰国することができなかった。

(2) 長女R、長男S及び二男Tは、一時金を支給されている。同じ日本人の両親から生まれた兄弟姉妹全員に同じ扱いをしてほしい。

(3) したがって、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 特定中国残留邦人等の意義について

本件事務処理方針は、中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の2に規定する「厚生労働大臣が認めるもの」に該当する要件として、「昭和25年以降に出生した者」については、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」であることが必要であると定めている。そして、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」とは、ソ連軍が日本人の本国送還について何らの措置を採らないまま撤退したことによる影響、国民政府軍又は中国共産党軍による留用による影響、中国の内戦による影響、集団引揚げ以外の個別引揚げが中国政府による帰国の不許可などにより困難であったことによる影響などの下において、これに起因して、本邦に引き揚げることなく引き続き中国の地域に居住することを余儀なくされた者をいうものと解される。

なお、ある者が「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」に該当するか否かを判断する際には、当該者を養育していた両親の事情も考慮する。

2 審査請求人が特定中国残留邦人等に該当するか否かについて

(1) 審査請求人は、父Pは、中国人であるかのような氏名で活躍した上に、Eを作曲したことをとがめられて、音楽教員として働き続けることを指示され、中国政府に留用されたこと、Eを作曲したことなどにより、中国当局に監視矯正対象者とみなされ、監視管理されていたため、日本に帰国することが不可能であったと主張している。

また、審査請求人は、両親が日本へ帰る手続をどうやって、どこに尋ねればよいか分からなかったと主張するほか、同じ両親から生まれた兄弟姉妹のうち、長女R、長男S及び二男Tは一時金を支給されているとも主張して、本件却下処分の取消しを求めている。

(2) そこで、審査請求人の上記(1)の主張について検討する。

ア 審査請求人の両親がソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により引き続き残留を余儀なくされたとの主張について

長女Rの証言によると、父Pは、学生たちの説得により、「最後は父は「A地人」として、生徒さん達の強い要望考えて自分達の意志で中国に残留した」とのことであるから、父Pは、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたと評価することはできない。

また、審査請求書によると、父Pは、終戦後、F大学音楽科主任や副教授等、音楽関係の要職を歴任し、昭和35年にはC地の政治協商会議委員になるなど、中国社会における要職に就任しているが、これらの要職への就任が本人の意思に反する強制的な留用であるとまではいえない。

加えて、母Qは、父Pの死後、高齢者になってから、長く日中友好に尽くしたため、残り少ない老後を祖国で暮らしたいとして、日本に帰国しているから、母Qに終戦直後から日本への強い帰国希望があったと評価するのは困難である。

さらに、審査請求人は、父Pは、Eを作曲したことなどにより、中国当局に監視矯正対象者とみなされ、監視管理されていたため、日本に帰国することが不可能であったと主張しているが、審査請求人の両親に対する中国政府による帰国不許可があったことを裏付ける資料はない。

なお、審査請求人は、反論書において、長女Rの証言は母Qの話の伝聞であり、信用性が低く、父Pから留用の事実を直接聞いた第三者の証言こそ重要であると主張しているが、当該証言は、日付が2020年11月、2021年1月及び同年3月であって、戦後75年が経過した後にされたものであるから、当時共に生活していた長女Rの証言よりも信用性が高いとはいえないし、本件審査請求の後に審査請求人の求めにより作成された当該証言のみでは、立証資料として十分とはいえず、これらの証言を作成する根拠となった資料（人事記録、日誌等）の提出が必要である。

審査請求人は、父Pが中国の要職に就いていたのは中国政府が尊敬されていた父Pを利用するためであり、父Pは中国政府に留用されている立場から要職への就任を断ることができなかつたとも主張するが、当該要職への就任が留用によるものであったことを立証する資料の提出はない。

イ 審査請求人の両親が日本へ帰国する手続をどうやって、どこに尋ねればよいか分からなかつたとの主張について

二女Uの申立てによると、「ほとんどの日本人が続々と避難し、戦乱中の学校には教師はいませんでした。父は学生たちの説得で、強制的に学校に留用されました。」とのことであり、また、長女Rの証言によると、

「当時ソ連軍占領前に日本人の学校の先生は家属つれて日本国に戻りました。私の父母も帰えろうと思ったが音楽科の学生達に止められた。」とのことであるから、両親が日本へ帰国する手続が分からなかったとはいえない。

ウ 同じ両親から生まれた兄弟姉妹のうち、長女R、長男S及び二男Tは一時金を支給されているとの主張について

一時金の支給を受けることができるか否かは、中国残留邦人等自立支援法、中国残留邦人等自立支援法施行規則及び本件事務処理方針に基づいて判断するものである。

中国残留邦人等自立支援法及び中国残留邦人等自立支援法施行規則は、「昭和21年12月31日以前に生まれた者」に対しては、一律に一時金を支給するとする一方で、「昭和22年以降に生まれた者」に対しては、その生まれた日以後中国の地域等においてその者の置かれた事情に鑑み、「昭和21年12月31日以前に生まれた者」に準ずる事情があるか否かを個別具体的に判断して、一時金を支給することとしている。そして、「昭和22年1月1日から昭和24年12月31日までに生まれた者」については、昭和24年までに大規模な引揚げが実施され、同年10月1日には中華人民共和国が成立しているなどの事情に鑑みれば、遅くとも昭和25年には、ソ連参戦による混乱等の影響が続いていた状況にあったとはいえないが、昭和24年までの間は、ソ連参戦による混乱等が終息に向かっていたものの、その影響がなかったとはいえず、同年以前に出生した者の中には、ソ連参戦による混乱等の影響を受けて本邦に引き揚げることができず、引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた者がいる可能性がないとはいえないことから、本件事務処理方針は、「昭和22年1月1日から昭和24年12月31日までに生まれた者」も、「昭和21年12月31日以前に生まれた者」に準ずる事情にある者として、一律に一時金の支給対象とすることとした。これに対し、「昭和25年1月1日以降に生まれた者」については、同日以降も、その者が置かれていた具体的な事情によっては、ソ連参戦以後の引揚げ困難事由の影響の下において、本邦へ引き揚げることには困難があつて、引き続き中国の地域に居住することを余儀なくされたという場合もあつたことから、本件事務処理方針は、そのような事情があつた者を「昭和21年12月31日以前に生まれた者」に準ずる事情にある者として、事案に応じて保護を与えることとした。こ

のように、中国残留邦人等自立支援法、中国残留邦人等自立支援法施行規則及び本件事務処理方針が出生年により異なる審査基準を設けていることには合理性がある。

(3) 以上によると、審査請求人の両親は、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものとは認められないから、審査請求人の両親に養育されていた審査請求人は、特定中国残留邦人等に該当しない。

3 したがって、本件却下処分は適法かつ正当であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件申請から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件申請の受付（処分庁） : 平成29年10月3日

本件却下処分 : 令和2年4月27日

（本件申請の受付から約2年7か月）

本件審査請求の受付（審査庁） : 同年8月3日

審理員意見書の提出 : 同年5月13日

本件諮問 : 令和3年6月28日

（本件審査請求の受付から約11か月）

(2) そうすると、本件では、処分庁において、本件申請の受付から本件却下処分までに約2年7か月もの長期間を要している。しかし、同じ両親の養育監護の下にあった二女Uがした一時金の支給申請に対して約1年2か月後に却下処分がされている（上記第1の2の(5)）ことを踏まえると、本件却下処分に約2年7か月もの長期間を要する理由があったとは考えられない。

そこで、当審査会が、処分庁に対し、本件却下処分に上記のような長期間を要した理由について説明を求めたところ、処分庁から、「提出資料が本人申立資料のみであったため、審査請求人及びその家族の永住帰国旅費申請書及び究明カード等も参考とした上で事実関係を確認、整理し検討を行っていたものである。また、審査請求人の一時金申請時は、審査請求人

の姉（平成30年度答申第38号）の審査請求中であり、その答申を踏まえた上で結論を出すべきものとしていたため、裁定までに期間を要したものである。」との回答があった（令和3年7月12日付けの処分庁の事務連絡）。しかし、審査請求人の姉（二女U）からの審査請求に関する審査庁からの諮問に対し、当審査会は、平成30年10月2日、上記審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の諮問に係る判断は妥当であるとの答申をしており、審査庁は、この答申を受けて、同年12月19日、上記審査請求を棄却するとの裁決をしている（上記第1の2の(5)）から、処分庁は、上記答申から約1年6か月、上記裁決から約1年4か月を経過した後になって、ようやく本件却下処分をしたことになる。したがって、上記の回答における処分庁の対応を前提として考えても、本件は、処分までに期間を要し過ぎたといわざるを得ない。処分庁においては、一時金の支給申請に対する処分の進行管理の仕方を改善することにより、手続の迅速化を図る必要がある。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分の違法性又は不当性について

(1) 中国残留邦人等自立支援法13条3項の規定に基づき一時金の支給対象となる特定中国残留邦人等のうち、昭和22年1月1日以降に生まれた者については、その生まれた日以後中国の地域等においてその者が置かれた事情に鑑み、昭和21年12月31日までに生まれた者に準ずる事情があるものとして厚生労働大臣が認める者に限るとされ（同条1項、中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の2）、これを受けて制定された本件事務処理方針は、昭和22年以降に生まれた者のうち、「昭和25年以降に出生した者」については、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」であることが必要であるとしている（上記第1の1）。そして、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」とは、国民政府軍又は中国共産党軍による留用、中国の内戦、中国政府による帰国の不許可などをいうものとされている（厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室の各都道府県中国残留邦人等支援事業担当者宛ての平成27年2月18日付け事務連絡「満額の老齢基礎年金等の支給」のための一時金の認定基準の見直しについて」）。

そうすると、審査請求人は、「昭和25年以降に出生した者」である

(上記第1の2の(1))から、本件では、審査請求人が「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」であるか否かが問題となる。

なお、審査請求人は、当時、父P及び母Qによって養育監護されていたから、審査請求人について「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったか否かを判断するには、父P及び母Qについて「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったか否かを検討するのが相当である。

(2) そこで、父P及び母Qについて「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったか否かについて検討する。

ア 父Pの経歴は、二女U（中国名：U'）が編集した「B」所収の「P」プロフィールによると、以下のとおりである。

大正15年 G₁学校卒業、小学校の先生就任

昭和4年 G₂学校に留学

昭和8年 G₃学校の音楽教員就任

昭和10年 G₄学校の助教授就任

昭和13年 G₅学校の副教授就任

（昭和14年 母Qと結婚）

昭和16年 Eに応募（優勝）

昭和17年 G₆学校に留学

（昭和18年 母Qと入夫婚姻の届出）

昭和19年 G₇大学の教官就任

（昭和20年8月9日 ソ連参戦）

昭和21年 F大学音楽科の主任・副教授就任

昭和21年 G₈大学音楽科の教授就任

昭和23年 F大学（後にF'大学と改名）音楽科の副主任就任

昭和24年 H地のG₉学院音楽学部の副教授就任

昭和28年 G₁₀学院作曲科の副教授就任

昭和33年 G₁₁学院音楽科の副教授就任

昭和35年 C地政治協商会議の委員就任

昭和40年 退職

イ 母Qの経歴は、本人が作成した「簡歴」と題する書面によると、以下のとおりである。

昭和7年 I₁学校卒業

昭和13年 渡満・J科の臨時雇員
昭和13年 K地の小学校の体育主任・日本語教師
昭和14年 婚姻のため退職・帰国（父Pと結婚）
昭和15年 父Pとともに渡満し、L地に居住
昭和17年 父Pの日本への留学に従い、帰国（家事）
（昭和18年 母Qと入夫婚姻の届出）
昭和19年 父Pとともに渡満し、L地に居住
（昭和20年8月9日 ソ連参戦）
昭和22年 I₂学院体育科の時間講師に招へい
昭和23年 F' 大学体育科に招へい
昭和24年 H地のG₉学院文工団の舞踏教員
昭和28年 G₁₀学院附属夜間初等中学部で国語と歴史を修了
昭和32年 中国籍に入籍
昭和34年 I₃学校のピアノ伴奏
昭和48年 I₄大学外語教研室に招へい（医用日本語教科書編集）
昭和52年 I₅学校の日本語臨時教員
昭和53年 I₄大学に招へい（日本語教師の育成）
昭和54年 I₆大学外文科の臨時教員
（昭和57年 日本に永住帰国）

ウ 上記アによると、父Pは、ソ連参戦以後も、ソ連参戦前と同様、中国において音楽教育の分野で要職を歴任し、社会的に認められていたのであり、自らの自由意思に反して中国政府に留用されたという事情はうかがわれない。そして、上記イによると、母Qも、ソ連参戦以後、家事のかたわら、中国において体育、舞踏、日本語等の教師として招へいされ、活躍していたのであり、やはり自らの自由意思に反して中国政府に留用されたという事情はうかがわれない。

エ かえって、長女Rが、父P及び母Qが終戦後中国に残留した事情について、母Qから直接聞いた内容として、「当時ソ連軍占領前に日本人の学校の先生は家属つれて日本国に戻りました。私の父母も帰えろうと思ったが音楽科の学生達に止められた。彼らは「P' 先生はA地人です。日本人にずっといじめられたでしょう？日本に帰れないで私達に音楽理論、作曲技能等つづけて教えて下さい」と言われました。父親は満州に渡った目的は、自分が音楽勉強した知識等、中国東北の音楽事業発展し

たいなので、一生音楽教育事業に尽力したい気持なので生徒さん達を大事していました。(中略)最後は父は「A地人」として、生徒さん達の強い要望考えて自分達の意志で中国に残留した結果になりました。」と述べていること、また、母Qが、甥(V)に宛てた引揚手続の委託状において、「長いこと中日友好の為に尽してきた私は最後の息を貴方がたや日本の人々と同甘同苦をするのも一生だと思います。それで夫の残された五人の子供とその家族をつれて引き上げたいと思います。」と述べていることからすると、終戦時、M大学の教官であった父Pは、多くの日本人が避難する中、学生の説得に応じて、自らの自由意思で中国に残留したこと、そして、母Qも、自らの自由意思で父Pとともに中国に残留し、自らも日中友好のための活動を展開したことが認められる。

オ 以上によれば、父P及び母Qについて「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったと認めることはできない。

- (3) 審査請求人は、父Pは、中国政府に留用されたため、日本に帰国することができなかつたと主張し(第1の3の(1))、本件審査請求において、その証拠資料として、①M大学の教え子の証言、②M大学の同僚の証言、③G₁₁学院人事部の証明及び④元N中学校学長の証言を提出する(反論書、反論書(2))。

しかし、上記①、②及び④の各証言は、いずれも、M大学における人材の必要性から、父PがM大学に残留したことを述べているものにすぎず、その残留が父Pの自由意思に反するものであったことまで述べているものではない(これらの証言中には、「留用」という言葉が用いられているが、そのことだけで、父PのM大学残留がその自由意思に反するものであったと認めることはできない。)。また、上記③の証明は、「1945年以降P'先生が中国に留用された」と述べているが、父PがG₁₁学院に勤務していたのは「1958年8月～1965年11月まで」と述べているから、この証明は、父Pの留用の事実を直接証明するものではない。

したがって、上記①から④までの証拠資料を根拠として、父Pが中国政府に留用されたと認めることはできないから、審査請求人の上記主張は採用することができない。また、一件記録を精査しても、父Pについて「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったことを確認することができる資料は見当たらない。

- (4) 審査請求人は、長女R、長男S及び二男Tは一時金を支給されているか

ら、同じ日本人の両親から生まれた兄弟姉妹全員に同じ扱いをしてほしいとも主張する（上記第1の3の(2)）。

中国残留邦人等自立支援法13条及び中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の2は、「昭和21年12月31日以前に生まれた者」に対しては、一律に一時金を支給するとする一方で、「昭和22年1月1日以降に生まれた者」に対しては、その生まれた日以後中国の地域等においてその者の置かれた事情に鑑み、「昭和21年12月31日以前に生まれた者」に準ずる事情があるか否かを個別具体的に判断して、一時金を支給することとしている。そして、本件事務処理方針が「昭和22年1月1日から昭和24年12月31日までに生まれた者」に対しても、一律に一時金を支給するとする一方で、「昭和25年1月1日以降に生まれた者」に対しては、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」の影響により、引き続き残留を余儀なくされたか否かを個別具体的に判断することとしているのは、昭和24年までは大規模な引揚げが行われ、同年10月1日に中華人民共和国が成立したことなどの事情を踏まえると、同年までは、昭和21年までと同様、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」による影響がなお続いていたと推定するのが相当であるが、昭和25年以降は、そのような推定が働かないことから、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」による影響があるか否かを個別具体的に判断するのが相当であるとされたからであると考えられる。このように、本件事務処理方針が一律に一時金を支給する対象を拡大したこと自体は、永住帰国した中国残留邦人等の自立の支援を目的とする中国残留邦人等自立支援法の趣旨に沿うものと考えられる。したがって、出生年の違いにより一時金の支給要件が異なる結果、兄弟姉妹の中で一時金の支給を受けられる者と受けられない者とが生ずることは、やむを得ないものといわざるを得ず、審査請求人の上記主張も採用することができない。

- (5) そうすると、父P及び母Qについて「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったということはできないから、その養育監護の下にあった審査請求人についても「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったということはできず、審査請求人は、中国残留邦人等自立支援法13条に規定する特定中国残留邦人等に該当しない。

したがって、本件却下処分に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問

に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴 公	美
委	員	村	田	珠	美